

平成29年度 第6回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年9月11日(月) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (28人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

| | | | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 谷本貴美雄 | 委員 | 2番 | 徳田和幸 | 委員 | 4番 | 松本幸男 | 委員 |
| 5番 | 山根清人 | 委員 | 6番 | 室山恵美 | 委員 | 7番 | 林 修二 | 委員 |
| 8番 | 美田俊一 | 委員 | 9番 | 藤井由美子 | 委員 | 10番 | 河本良一 | 委員 |
| 11番 | 鐵本達夫 | 委員 | 12番 | 筏津純一 | 委員 | 13番 | 數馬 豊 | 委員 |
| 14番 | 金信正明 | 委員 | 15番 | 福井章人 | 委員 | 16番 | 西谷美智雄 | 委員 |
| 17番 | 原田明宏 | 委員 | 18番 | 山本淑恵 | 委員 | 19番 | 吉村年明 | 委員 |

農地利用最適化推進委員

| | | | | | | | |
|------|----|------|----|------|----|------|----|
| 高見美幸 | 委員 | 涌嶋博文 | 委員 | 塚根正幸 | 委員 | 田倉恭一 | 委員 |
| 西谷昭良 | 委員 | 小谷俊一 | 委員 | 山下賢一 | 委員 | 小谷義則 | 委員 |
| 影山卓司 | 委員 | | | | | | |

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から第6回の農業委員会会議を開会致します。その前に、本日は県の農業会議から田中次長がお見えでございますので紹介をさせていただきます。

田中次長 農業会議の田中と申します。どうぞよろしく申し上げます。

事務局 それでは、会議に入ります。初めに山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 ありがとうございます。この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行させていただきます。よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは議事録署名人の決定でございますが、私から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、本日の議事録署名人を6番 室山委員、7番 林委員をお願いいたします。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続いて、(4) 連絡・報告事項を、事務局。

事務局 そういたしますと、平成29年度第6回の農業委員会会議報告並びに予定事項をご覧いただきたいと思っております。(以下事務局説明)

議 長 それでは、(4)の連絡・報告事項がおわりましたけども、ここの中で農家相談日の報告を松本委員にお願いします。

4番 4番 松本です。2件ありまして、同時に来られまして、1件は美田委員が受けまして、なら順番に美田委員のほうから。

8番 8番 美田です。8月16日に農家相談がありまして、市報にも載りましたけども、その日は市の企画のほうに9月の市報に出すことによって写真を撮ってしまわれました。ちょっと笑顔でにこにこ真面目に相談を受けました。その件であります、相談者は倉吉市〇〇の〇〇さんという方でございます。スイカを作っておられまして、周りにちょっと、この辺で言いますとゴズボカズラ、

葛の繁茂しとる畑があって、スイカが収穫の頃だと、そちらからネズミ等が入ってきて出荷前のスイカなんかやられてしまうということで、何とかならんかってことが電話で7月31日にあり、それから、8月7日にはまた、石賀さんが対応されとりますけども、相談が電話であったそうです。その時に、この8月16日に農家相談会がある。ここで相談されたらどうですかという話をされとりました。事前に、遊休農地の解消対策事業を説明されとるようでしたけども、私のほうでは相手方との関係、同じ村の関係で〇〇さんという方が地主さんらしいですけども、何かトラブルでもないかなと思ってその辺を確認しました。まったくそういったことは無いということでございましたんで、今日、現地を確認してもらっとると思いますけども、かなりゴズボの対応ちゅうのは厳しい、1年やそこらじゃきちっと片付かんだらうってこともありまして、とにかくこの事業に対して申請をされたらどうですかということで、今日申請をされとると思いますけども、そういう案件でございました。私のほうからの報告はこの案件ということで、あとは松本さんがやとられますので、よろしくをお願いします。

4番

4番 松本です。同時間にぱっと来られたんで。ご存知のように農業委員しておられた〇〇〇〇です。要は、自分が受けた件の引き継ぎをしていただきたいという相談でした。5件ほどありまして、未解決だから、なんでお前個人的に頼まれたらどうなのって言ったんだけど、一応来られたから、ならしょうがない、受け付けましようということなんです。結論はね。

内容が5件ありまして、たくさん持ちすぎだなあなんて話したんですが、1件は〇〇〇の〇〇さんの遊休農地の案件で、予算が付いたらってということで延びとるが、今年度は予算が確保できれば手続きをしていただきたいってことで、これは指名して、鐵本委員にお願いしたいということで言っておられました。次の件も同じようなことでまた鐵本委員にお願いしたいってことですが、これは隣地の立会の、要は境界をはっきりしてくれという案件です。〇〇〇の〇〇〇〇さん。〇〇〇さんかな。その方の件です。それから3番目が、県外に、神奈川県の方に出ておられるんですが、〇〇〇〇さんが耕作放棄地のお願い。なんとかしてくれというような案件です。次に、4番目が〇〇〇の〇〇さんの管理されとった土地が、奥さんが亡くなってもう荒れちゃったと。それで、隣接の、同じようなケースです。民生委員の連絡があったらしいんですが、なんとかしてくれ。こういうケースです。5番目が、たまたまなんです私が農家相談で受け付けたので〇〇〇〇にお願いしますと言った案件ですが、〇〇〇〇さんという方でビニールハウスと畑4筆のあっせんです。借り手、あるいはハウスの方は売りたいということでしたけども、この案件は藤井さんをお願いしたいと。それぞれお願いしたい。こういう状況でした。以上です。

議長

この件についてはその他の項でまた詳しく協議したいと思いますので、次に進めさせていただきます。

(5) 議事

議 長 (5) 議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をお願い致します。

事務局 本日の議案につきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと思います。

まず、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、議案の2ページのとおり2件の申請が出ております。

続きまして、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、議案の4ページのとおり1件の申請がございました。

続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案の6ページのとおり3件の申請が出ております。

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について。議案の8ページのとおり5件の申請がございました。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定については、議案の11ページから12ページまでのとおり5件の利用権設定の申し出が出ております。

議案第36号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。議案の15ページのとおり1件の申請がございまして。先ほど農家相談の報告があった案件でございまして。

本日の議案は以上でございまして。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 只今、事務局より説明がございましたので順次進めてまいります。議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。質疑求めます。ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 全員異議なしということでございまして、議案第31号につきましては承認と致します。

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして3ページ、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。質疑を求める前に報告していただきます。本日午前10時より当番委員であります、數馬委員・高見委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して數馬委員より報告をお願いいたします。

13番 13番 數馬です。現地を確認してきましたけど、別にこれといった問題はなくそのまま認可してもよろしいと思います。

議 長 ありがとうございます。只今の報告のとおり別段問題なしということでございます。皆様の質疑を受けます。ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、議案第32号につきましては承認と致します。

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。本件につきましても、同じメンバーで午前中に現地の調査に行っておりますので、先ほど報告していただきました13番 数馬委員より報告をお願いします。

13番 本件についても別に問題がないと認めます。以上です。

議 長 現地の調査の結果、問題なしとの報告でございました。皆さんにお諮りいたします。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、議案第33号につきましては承認と致します。

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、その前に現地の調査の報告を同じく13番 数馬委員にお願い致します。

13番 13番 数馬です。本件についても問題なしと思いますので報告いたします。

議 長 只今、何ら問題なしということの報告でございました。皆様の質疑を求めます。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで、議案第34号につきましては承認と致します。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画の決定について。本件につきましては、該当する委員がございまして、該当委員の案件につきまして先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 全員異議なしということですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。11ページ番号1番の〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、8番 美田委員に係る案件でございますので、美田委員の退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページ申請番号1番でございます。所在が〇〇字〇〇〇。以下記載のとおりでございます。2筆、合計1,751㎡の賃借権設定でございます。貸付人、借受人以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、美田委員の案件につきまして説明がございました。ご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、美田委員の案件につきましては承認と致します。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員に申し上げます。只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことをご報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、引き続きましてその他の案件について審議を行います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計が12,330㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては11ページ、12ページ記載のとおりで、利用権の設定を受ける者（借り手）の農業経営の状況等につきましては13ページに記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第35号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、議案第35号につきましては承認と致します。

議案第36号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きます、14ページをお開きください。議案第36号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。本件につきましては、午前中、同メンバーで現地の調査に行っております。引き続き13番 数馬委員より報告をお願い致します。

13番 13番 数馬です。現地については、ゴズボカズラでびっしりというのが現状です。したがって、3回以上の耕耘作業と草刈りが必要と思われます。そのため、3万円の補助が適切ではないかということになりました。以上です。

議 長 只今、報告がございました。ゴズボが相当茂っておりまして、ちょっとやそこらではなかなか解消できないということで、ゴズボを刈ってまた耕耘すると根が出てきます。その根を拾ったりすると大変な作業でございますので、調査員全員が3万円が妥当ということで、3万円の報告がございました。これに対しまして皆様のご意見・ご質問ございませんか。11番、鐵本委員。

11番 この分はさっきの貸し借りの中に出てきとる〇〇の分ですね。

議 長 そうです。先ほど冒頭にもございました、農家相談日に来られました、服部の畑のゴズボの案件でございます。よろしいですか。異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、只今の遊休農地解消対策事業助成金交付に係る案件につきましては、皆様のご承認ということにさせていただきます。
以上で議事は終結と致します。

(6) その他

議 長 続きます、その他の項に入ります。それでは、事務局お願いします。

事務局 議案書の最終ページ、16ページになります。倉吉市農林振興協議会委員の決定についてでございます。農林課から8月10日付で、農業委員会から1名の推薦をいただきたいというご相談がございました。1名の推薦をお願いします。

議 長 この件につきましては、事前に事務局から要請がございました。それで、前期までは女性の委員を出してほしいという農林課からの要望がございまして藤井委員に出させていただいておりました。したがって、引き続き藤井職務代理にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 全員異議なしということでございますので、倉吉市農林振興協議会の委員は藤井職務代理に決定をいたしました。ありがとうございました。

議 長 別冊―その他報告・連絡事項―を見ていただきたいと思います。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。説明をお願いします。

事務局 別冊の資料でございます。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。資料の2ページでございます。届出日：平成29年7月28日。届出者：〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。転用目的は周辺地域における携帯電話サービスの改善のため、無線通信用電波塔を設置するものでございます。届出地は〇〇〇字〇〇〇〇〇で、田185㎡の内4㎡でございます。届出地等につきましては以下記載のとおりでございます。許可不要の根拠につきましても下部に記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、説明をお願いいたします。

事務局 別冊の3ページから5ページでございます。まず、3ページ①。相談者は〇〇〇さん。〇〇〇市の方で、土地の所在地は〇〇字〇〇。1,064㎡の水田でございます。売買をご希望されておられます。続きまして、4ページ②でございます。相談者は〇〇〇〇さん。この方も〇〇〇市の方でございます。所有者も同様でございます。土地の所在地は記載のとおりで5筆でございます。そのうち2筆の水田については現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作しておりますが、もし売買ということになれば解約して売買というようなことで希望をされておられます。5ページ③相談者は〇〇〇〇〇さん。こちらは〇〇の2,077㎡の賃貸借でのご相談。④〇〇〇〇〇さん。同じく〇〇で2筆でございます。位置図については記載のとおりでございます。あっせん委員の選任をお願いします。以上でございます。

議 長 只今、4件のあっせん申し出が出ております。まず、1番目の案件でございますが、これは〇〇ですか。福井委員、どうですか。1人で大丈夫ですか。

15番 15番 福井です。たまたま今朝見てまいりました。これは出る前ですけども、これは以前から、隣が売買を希望されておりますが、買おうって方がおられません。あっせんはいたしますけれども、おられないので、どういう結果になるかはまだわかりません。結果はたぶん駄目だと思います。

議 長 努力していただいた結果ということで。じゃあ、福井委員に。1名でいいですね。

15番 いいです。

- 議 長 ここは、集落の奥の山の根ですね。続きまして、2番目のあっせん申し出については〇〇〇〇で、ちょうど〇〇〇〇〇〇の道路さかえて前のほうですな。右の裏の道路入ったところで、転用できるところです。
- 4 番 これ売買だら。
- 議 長 売買です。
- 事務局 〇〇〇〇〇〇のすぐ裏の畑は今、実際、誰かが耕作しとられるみたいですので、荒れていることはないです。
- 議 長 ただ、売りたいということですので、あっせん委員を誰かね。河本さん。小鴨地区だけど社が近いけ。
- 10 番 名前も何もわからんで、こりゃ。
- 議 長 まあ、調べてもらって。河本委員ともう一方。大鴨の関係の田んぼなんだ、ここは。水が。山根さん。
- 5 番 違います。ちょうど境目。
- 議 長 こんなの裏が大鴨がやっとするだな。こんなは違うか。そりゃ残念だな。でも、數馬委員だろうか。林委員がいいか。林委員、いいかいな。下向くなあよ、上向けえや。
- 7 番 ちょっとわかりにくいところですね。
- 議 長 農協の理事さんもしとるだけ、ちょっと調べて頼むよ。
- 7 番 はい。わかりました。
- 4 番 ちょっといいかな。4番 松本です。最近こういう売買のケースが農業委員の関係に出てくるのがこれからどんどん増えてくるのかな。極端に言うと我らは不動産屋でもないし、結論で言えば、知識の関係がいかかなもんかなと。売買、まあ農地だから農業委員かもしれんけど。ほんとの農地ならわかりますよ。ほんとの農地ならね。
- 議 長 農地だん。偽物じゃあれへんで。
- 4 番 いや、要するに市街地というか、私らでは都会の方でね。そういうことで。
- 議 長 わかったわかった。こういうところは、例えば今の〇〇なんかは太陽光できる

とこなんです。だから知り合いがあったら、例えば電気屋さん、太陽光する人や不動産屋にも面識があったらそういうところにも声かけてもらって。向こうはわかりませんからね、こういうのが売りに出るとかそういうことは。農業委員会が初めて今日売りたいという人がわかったから。そういうところにも知り合いがあれば声かけてあげれば乗ってくる人もおるわけだから。この〇〇なんか特にいつでも宅地にできるところだ。

次の3番。これは〇〇の河本委員のところの畑ですので自ずから河本委員に。

10番 あっせん委員はしますけど、これは3番と、4番の〇〇のほうは話がだいたいまとまりました。3番のほうも今、希望者が出ております。

議長 1人でいいですね。

10番 はい。

議長 (3) 農地等あっせん活動の状況について。河本委員ですね。報告をお願いします。〇〇の件。

10番 〇〇のあっせんの状況ですけど、本田だけでは賃貸借は難しいと思って、隣近所の2枚を含めて今依頼しておりますけど、依頼主が今年から本格的に稲作を始めて、現在10町歩ほど契約してあるらしい。それでその経営状況といいますか作業能力等この秋終わってみんと何ともよう言わんから、それまで返事を待ってくれという状況です。

議長 そういう状況のようです。続きまして(4)総務委員会について。鐵本委員長、報告をお願いします。11番、鐵本委員。

11番 鐵本です。先回の委員会の後に総務委員会を開きまして、不法に転用しているんじゃないかということについての審議を行いました。その結果ですけども、上記のひとつ、〇〇〇〇〇〇がいろんな使用した品物を置いてるというようなことについては、どういう経緯で貸し付けられたかってことが調査が必要であるってことで、〇〇さんに対しては不許可の通知を送ったけどもまだ取りに来てません。それで、本人から経緯を聞き取ると。事務局出てきてくださいと。で、違反転用なので農地へ原状回復をする必要がある旨を本人に対して通知する必要がありますということになっております。聞き取った後に、違反転用による農地の原状回復を、期限を切って通知する必要があるということです。本人さんの対応でどのようなことを言われるかということも聞きますということです。この件につきましては、使用済物品放置防止条例ってのがあります。その条例に基づく許可を得ないと置けませんよということで、いわゆる廃棄物の場合は廃棄物処理法による許可がいるんですけど、この場合は廃棄物扱いでないのだからそういう許可は要らない。ただし、放置をあちこちに投げられたら困るので、囲ったりとかして、流れるだとかいうことがないようにし

てくれという、県が防止条例を作ってまして、それと同時に、それをもし売るとかなんとかいうことがあったら古物営業法に基づく古物の許可がいるということで、看板には公安委員会の許可の番号も書いてありました。どういう経緯にしる、許可を受けたにしる、農地を勝手に使つとるということは違反だということ、とにかく本人さんの事情で対応を見て、原状回復をしてくれんと困るという話をしようということです。

それから、もう一つの分につきましては、〇〇〇のクレーンを置いてるところですけども、登記上の所有者自体は亡くなって、娘さん、お孫さんです。〇〇〇さんて方が今管理しておられるということで、こないですけど、これは非農地証明ができるところでないんで、この方について話をしようかということで事務局と相談しました。それで、〇〇〇に出とられる〇〇〇〇〇がこの方をよく知っておられるということで、自分がよく話をするからちょっと待つてということで、また再度この委員会が終わった後の先回の時に事務局と相談したところ、わしが話すけ、ちょっと待つていてくださいということだったんで、〇〇〇さんから本人さん、〇〇さんに対して話をさせていただいて、その内容を聞いたりして、その後に原状回復してもらわないといけんということをご存知ですかというようなことで話をするという方針で、今のところ、おります。総務のほうでは以上でございます。

議 長

わかりました。続いて、(5) 企画委員会について。金信委員長。

1 4 番

1 4 番 金信です。今日の資料の最後、7 ページです。委員会報告ということで、8 月 1 0 日に 2 回目の委員会を行ったところであります。

(1) 県外視察研修。すでにお知らせをしようと思っておりますけれど、時期が 1 月 1 6 日と 1 7 日。この 2 日間の日程で、視察先といたしまして、滋賀県彦根市の有限会社フクハラファーム。2 日目はヤンマー株式会社の本社という 2 カ所の視察を予定しておるところであります。フクハラファームにつきましては、以前もちょっと申し上げました。平成 6 年に法人化をされて、その後、法人経営の先進的な取り組みが行われてきたところであります。その内容を視察するということでありまして、ひとつには、完全無農薬栽培にこだわるというのがありまして、その一環としてアイガモによるところの取り組みを始められたというようなことで、あくまでも環境にこだわった果樹等の栽培も含めて大規模稲作複合経営を進めておられるということであります。参加につきましては全員出席が基本でございますので、今から日程の調整をしていただいで覚悟をしていただくように、くどいようですがよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 県内視察研修ですが、この 8 月の企画委員会の時には、期日を 1 2 月 1 8 日または 1 9 日、いずれかにしよう。視察先は県の西部地区ということでこの 8 月の委員会は終わったわけでございますが、本日、机の上に 1 枚もんがあったと思ひますけど、(3) で(農) 福成の経営概要という裏表で刷ったものが 1 枚ものであります。ここに概要が書いてございますけど、南部町の農事組合法人福成を視察したらどうかということで、この議は企画委員会では正式には決定しておりませんが、どうかこの今日の場で全員のみなさんのご賛

同をいただいて、視察先を決定したいと思っております。ひとつよろしくお願
いします。日程につきましては向こうさんも都合があらうかと思しますので、
いずれかに決定するわけでありませうけど、その辺の状況を勘考しながら最終的
に決定したいということでありませう。以上です。

議 長

只今、企画委員長から報告がございましたが、まず一つ目は県外研修でござ
います。11月16、17日でございます。委員長からございましたように、
基本的には全員参加ということで、どうしてもやむを得ず欠席の場合も1万円
をいただくことになっておりますので、それを念頭に置きましてスケジュール
を組んでいただきたいと思います。それから、同じような名前で福成とフクハ
ラとよう間違えるんですけども、県内研修、西部地区、これは南部町でござ
います。ここに行くがいいでないかということで、日程的にも12月の中旬に
なり、ちょっと寒いですがとも皆様の参加をお願いしておきます。県外研修の
取りまとめは来月の農業委員会の時に取りまとめをするということございま
すのでよろしくお願いをいたします。続きまして(6)。

事務局

(6) 農地パトロール後の利用意向調査のスケジュールについて書いており
ます。今日までにだいたいパトロールの結果はいただけるということで、大方
いただいております。まだのところは今後回収させていただきます。その後、
利用意向調査票を発送しますので、それを来月の農業委員会くらいを目途に委
員の代表の方にお渡しして、11月くらいには回収したいなあというスケジ
ュールで向かいたいと思っております。以上です。

8 番

質問。8番 美田です。意向調査、前回もやっとりませうね。同じような感じで
やっとりませうがまたやるですか。

事務局

担い手機構に貸し出すように希望された方については、再度同じ調査はしま
せん。

8 番

そういうのはその場でチェックされるということですね。

事務局

はい。意向の内容によっては再度意向調査をします。また改めて詳細は説明
させていただきます。

(5) その他のほうにいきます。加入推進の特別研修会につきましては今日
回収させていただきました通り、出席者は少ないですが、出席される方につ
いてはよろしくお願いたします。それから、案内にはしておりませうが、11月1
1日土曜日に午後1時からですがとも農業委員会の特別研修会が計画されて
おります。カウベルホールで行われる予定で、来月にご案内したいと思いま
す。それと、お配りしております資料の中で委員さんからご相談があった分が
ありませうのでご紹介します。ひとつは狩猟免許試験のお知らせということで、
狩猟免許取りたいとか勉強したいという方にお知らせしていただければ。毎
年こういったものがありますので、ご希望される方にお知らせしていただ
ければと

思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、選挙の関係のもので、農業委員・農地利用最適化推進委員は選挙運動が制限されるかどうかということで問い合わせがありましたので、簡単に説明させていただきます。公務員等の地位利用による選挙運動の禁止っていうのが公職選挙法の中です。地位を利用した選挙運動は禁止されますということです。地位を利用するというのはどういったことかということですけども、地位を利用するとは公務員等がその公の地位を利用してという意味であり具体的には職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許認可など、農業委員会と言うと転用とか農地の移動とかそういったことの許認可がありますので、そういったことの権限を利用して選挙運動を行うことなど、地位を選挙運動または選挙類似行為に結びつく場合を言います。これは、特別職の非常勤の公務員であります農業委員も当てはまるということですので、農家さんとの関わりの中での選挙運動は、言動、行動には注意してくださいということです。下の方に、そもそも選挙運動とはとか期間とはとか。これは公務員等に限りませんが、選挙運動というのは、法律上の定義付けは直接は無いわけです。凡例等によって定義付けられたものでして、3つ要件がありまして、特定の選挙について特定の候補者を当選させる目的として投票を働きかけるということで、3つの要件が当てはまって選挙運動ということになります。具体的には、次の市議会議員選挙で誰々さんを当選するために働きかける直接間接なということであれば、これはもうすべて選挙運動ですよということになります。運動のできる期間ですけども、立候補届が受理された時点ということで、この間しか選挙運動はできないということになります。選挙運動の方法というのはいろいろあります。ポスターとか看板によるもの。文書図画、視覚に訴えるチラシ類。それ以外に、言論その他ですけども、この言論その他の中でできる選挙運動というのは、演説会、選挙カーによる連呼、それから自由にできる投票依頼として電話、個々面接っていうのがあります。個々面接とは、街頭で偶然出会った人に投票依頼するようなことです。自分から訪ねて行く場合はいけませんけども、病院に行く途中、偶然出会った人に投票依頼するとかそういったものは選挙期間中にできる選挙運動です。以上でございます。

議 長

この件に関して、実は、8月の中頃に〇〇の人から電話がありまして、〇〇の会長が後援会長になつとると。町長選の。それで反対側のほうからの電話があつて、山協会長どうかいなくてことで、県の事務局長に聞いたら、農業委員会の会長って職名が名刺に書いてなかったら別に問題ないと。ただ、農業委員会の会長とか農業委員を利用してなかったら、個々の名前だけだったら後援会活動は問題ないということでした。

4 番

農業委員を利用した選挙活動は駄目ということか。

議 長

「農業委員の松本です」って言ったら駄目だって。「三江の松本です」って言ったらいいということだ。はい、次。

事務局長

最後、農業新聞の購読のお願いでございます。最初に、新人の委員さんにつきましては、若干出ておりますけど全部出ておりませんので、新人の委員さんにつきましては全員購読ということで早めに提出をお願いしたいと思います。併せて、本日全員の方に申し込みの用紙をお配りしましたが、こちらは、毎年9月から11月が全国的に購読の普及強化月間ということになっておりますので、全員の農業委員さんに1部ずつの増部をお願いしたいということでお配りをしておりますので、併せてお願いをいたします。以上です。

議長

皆さん頑張っててもらえればと思います。それから先ほどの農業者年金の研修会でございますが、大変忙しい時のようでしたので、出席者は3名ということであります。3名の方、代表でよろしく願いいたします。農繁期ですね、私もちょっと不満を持って。なんでこんな時にせにゃいけないやと、他の農業委員会の中の中でもそういう声があって、稲刈りの真っ最中に、もうちょっと農閑期にしてほしかったという声がありました。今後あんまりそういうことのないように県にも要望しておきたいと思います。皆さんの方から何かございますか。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら本日の定例会議はこれにて閉会と致します。

— 午後2時25分 閉会 —